

## 「解答・解答例等」「出題の意図」

選抜区分	2026年度 (選抜区分：編入学) 法学部 両学科共通 (科目名：小論文・面接)
<p data-bbox="231 347 319 376"><u>解答例</u></p> <p data-bbox="209 394 347 423">1. 小論文</p> <p data-bbox="201 486 488 515">問1 標準的な解答例</p> <p data-bbox="201 577 1404 1122">同性婚の導入を訴えている当事者や弁護士たちは、第一に同性愛者を含む性的マイノリティの人たちが婚姻の法的効果を得られないことが法の下での平等に反していると述べている。具体的には、ゲイカップルのAさんとBさんのように、外国籍のBさんが日本人の配偶者として在留資格を得られなかったり、Aさんが死亡した際に法定相続分を受け取ることができなかったりするなどの不利益が挙げられている。その上で、当事者たちは、同性婚の制度がないことが、性的マイノリティへの社会の理解と差別解消を阻害する大きな原因になっていることを、特に問題視している。つまり、同性カップルは法律上の婚姻に包摂されないため、社会や親・兄弟姉妹から、婚姻とは異なる「異質な関係」と評価され、それが当事者の生活を苦しいものにしてしまうとされている。そのような差別の背景として、筆者は、日本の婚姻制度が使いやすい制度になっており、その利用率が高いことが、婚姻という名称を伴わない関係に「共同生活をするカップルなら誰もがする婚姻とは同じではない」という印象を生じさせ、それが性的マイノリティの社会的承認の阻害につながっていると述べている。(488字)</p> <p data-bbox="201 1184 488 1214">問2 出題の意図参照</p> <p data-bbox="209 1276 319 1305">2. 面接</p> <p data-bbox="231 1323 432 1352">出題の意図参照</p> <p data-bbox="231 1415 376 1444"><u>出題の意図</u></p> <p data-bbox="201 1507 1404 1727">法学部では、編入学試験において、小論文及び面接試験を実施している。小論文によって、社会問題に関する基礎的な文章を読んで、その内容を的確に理解整理して、自分の考えを表現する基本的な能力を確認し、面接によって、法学及び政策科学を学ぶ主体的意欲と社会問題への幅広い関心を有しているかを問うことで、編入学後に速やかに専門的な学習に取り組み、所期の目標を達成することが十分に見込まれる学生を選抜することを狙いと述べている。</p> <p data-bbox="209 1789 347 1818">1. 小論文</p> <p data-bbox="220 1881 517 1910">(1) 課題文選択の背景</p> <p data-bbox="231 1928 1404 2054">出典は、木村草太『幸福の憲法学』(集英社、2025年)のうち、「第4章 同性婚を求める声に誠実に向き合っているのか?——日本家族法の意義と社会的承認としての婚姻」(95-119頁)の一部を抜粋したものである。本書は、憲法学者である筆者が、憲法13条後段の「幸福</p>	

追求」権の保障に表れた、「幸福は自らが主体的に求めることで得られるもの」という考え方を出発点としつつ、本来、そのような個人を支えるべき憲法が、不幸やモヤモヤを抱える人の考えや感覚にどのようにして寄り添おうとしているのかを、近年の具体的な社会問題との関係で明らかにし、論じようとするものである。

その中で、課題文では、2019年から全国各地で訴訟が提起され、地裁レベルでは立法の不作為について違憲判断も示されている、同性婚の承認（婚姻の平等）に関する議論が取り上げられている。ここでは、男女平等を謳う現行家族法が、立法当時はかなり先進的な内容であった一方で、元々は生殖関係の保護を中心に据えた制度として構築されたものと考えられることを確認した上で、同性婚を求める世界的な潮流をも踏まえた、日本の当事者及び支援者たちからの「婚姻の自由の侵害」及び「法の下での平等の違反」を内容する憲法13条、14条に照らした「重大な人権侵害」の主張が紹介されている。その中で、筆者は、婚姻の法的効果を得られないことによる弊害にも目を向けつつ、それ以上に、同性婚の否定が性的マイノリティへの社会的な理解の阻害要因となり差別を助長していることの問題性を重視している。そして、実際には、婚姻制度が必ずしも生殖関係と結びついているわけではなく、また法的効果が多岐にわたっているために、日本では「婚姻」という関係が形式的なものへと転化しており、その結果として利用率も高いために、「婚姻していないこと」が親密な共同生活のないことを示す基準になってしまっているということを、筆者は指摘している。

課題文の内容は、現在進行形で社会的にも関心の高い問題に関する実際的あるいは法的な主張を取り上げるものであり、学校や大学あるいはニュース等でも何らかに見聞きしたことのある話題であると考えられる。その上で、課題文の構成は、現行の婚姻制度の趣旨や従来の方と対比しながら、人権侵害ないし憲法違反とする当事者らの主張内容について具体例を示しつつ要点を明らかにするものであって、議論の構造をととても分かりやすく描き出しているといえる。法学・政策科学を学ぶための基礎体力として、社会科学のオーソドックスな議論の型を踏まえた文章を正確に読み解く力が身につけているかどうかを、本問では主として問うている。

## (2) 受験生に何を望むか

第一に、筆者が整理した、当事者や弁護士たちによる「同性婚の排除が重大な人権侵害である」とする主張の要点を適切にまとめて、筆者がその背景事情とする視点について簡潔に示すことが求められる（読解力）。その上で、課題文に見られるこれらの主張と同性婚導入に反対する視点、さらには自らが学んできた知識を踏まえて、同性婚の法的承認の賛否について、自らの立場を論理的・説得的に述べることを求められる（自説展開力）。

## 2. 面接

### (1) 第1問：志望理由

現在所属している、又は以前に所属していた高等教育機関及び専攻での学修状況なども確認しつつ、志望学科の選択理由と入学後にどのようなことを学びたいかを質問して、本学のカリキュラムとの相性や本人の勉学意欲を測り、最終的な意思確認を行うことを狙いとしている。

### (2) 第2問：社会的関心①

2025年度の予算成立に向けた議論の中で中心的な話題となった、高校授業料の無償化を取り上げて、その功罪を踏まえつつ自らの意見を組み立てて表現する能力の有無を確認する問題

である。

ここでは、第一に、当該政策の目的と基本的な内容について、正確に理解していることが求められる。この点では、「国公立の高校の別を問わず、高校在学中の子を持つ全ての世帯に対して就学支援金を支給する」という基本的な内容は予め面接官からの問いかけの中で示しており、そのことが子育て家庭にとって避けがたい家計負担の軽減や、親の経済力に基因する教育格差の解消とつながっていることを想起できるかどうか重要である。

その上で、当該政策がもたらしうる新たな弊害についても言及して、最終的に当該政策に賛成するか、反対するか、自らの見解を示すことが求められる。この点については、①仮に授業料負担の問題が解消されて、先進的な取り組みをする私立高校を選択できるようになったとしても、制服代や修学旅行、短期留学などの「隠れ教育費」と呼ばれる負担が障害となり得る、②本来、特別な教育方針に共感して、それを実現するための経済的負担を賄うことができる家庭が敢えて選択するものであったはずの私立高校について平準化が生じたり、その裏返しとして公立高校の志願者が低下することになる、あるいは③それらを踏まえると、結局のところ、教育格差の解消には繋がらないなどの指摘がなされている。比較的直近の自らの経験や兄弟姉妹等のことを踏まえれば、受験生にとって当事者性の高い話題と考えられるので、自らの見聞に基づいて当該政策がもたらす影響を想像しながら、自分の見解を論理的・説得的に表現することが期待される。

### (3) 第3問：社会的関心②

最近の社会的事件・出来事について問うことで、受験生が、①社会的問題に関心を有しているか、②それについてどの程度の知識を有しているか、③それを説明する能力を有しているか、④質問された内容に対して的確な回答ができるかを評価した。第2問と同様に、「意思疎通能力」、「論理的表現力」、「問題理解力」を問うものであるが、予め設定された課題ではなく、自らが話題を選択できるようにすることで、受験生が潜在的に有するこれらの能力を遺憾無く発揮してもらえるようにすることを意図した設問である。